

民主化闘争情報

No. 829
2011年8月11日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

東労組は6月の大会で、「一切の組織破壊攻撃を粉碎し、『えん罪・JR浦和電車区事件』上告審勝利、職場活動の規制・排除を許さず、全ての裁判闘争を完全勝利し、組織を強化・確立しよう！」などと勇ましい方針を掲げては見たものの、大会以降、裁判闘争は連戦連敗の有り様である。

『小説労働組合』訴訟敗訴、都労委申し立て棄却！ 裁判闘争で連戦連敗！意気消沈の東労組！

JR総連、東労組および松崎明東労組元会長が、福原福太郎JR総連元委員長を相手に損害賠償を求めて、2008年12月に提訴した『小説労働組合』訴訟の判決が、6月13日に東京地裁で言い渡された。「損害賠償請求権は時効により消滅した」として、原告らの請求をいずれも棄却するというJR総連・東労組全面敗訴の判決であった。

この事件は、2005年6月頃、福原氏が「谷川忍」の筆名で『小説労働組合』を執筆、発行し、各方面に配布・販売・郵送するとともに、図書館に寄贈するなどして、モデルとされた原告らの名誉・信用を毀損したというものである。裁判所は、争点となった「消滅時効の成否」について以下の判断を下し、原告請求を事実上の“門前払い”とした。

原告らは、本件書籍を被告の知人に配布する行為と、図書館に寄贈する行為は別個の不法行為を構成するところ、被告による本件書籍の図書館への寄贈について原告らが認識したのは2008年11月20日であるから、同日を消滅時効の起算点とするべきであると主張する。

しかしながら、被告は、本件書籍を広く一般に読んでもらいたいとの意図から、自費で3000部を印刷・製本し、知人への配布と図書館への寄贈を行ったものであり、かつ、これらはいずれも本件書籍が刷り上がった直後の2005年6月から7月にかけて、同時並行的に行われていたと認められる。そうすると、知人への配布行為と図書館への寄贈行為は、1個の意思に基づきなされた一連一体の行為の一部を構成するものであったといえる。

本件においては、原告らは、いずれも2005年8月下旬までに本件書籍の概要及び筆者が被告であることを認識したものであり、本件書籍に対する原告JR東労組の対応や関係者の言動にも照らせば、その頃までに本件書籍が不特定多数の者が優に閲覧し得るほどに広く配布されたことを知ったものと認められる。すなわち、原告らは2005年8月下旬までに、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に加害者とその行為の概要を認識し、損害の発生を現実に認識したものと認められる。

そうすると、被告による本件書籍への領布により原告らに対する不法行為が仮に成立したとしても、2005年8月下旬から3年間、原告らは被告に対する不法行為責任に基づく損害賠償請求権を行使しなかったのであるから、同請求権は、被告の消滅時効の援用によって、いずれも時効により消滅したというべきである。

「安全キャラバン事件」でも労働委員会が東労組の救済申し立てを棄却！

さらに6月29日には、東労組が、本社安全キャラバンにおける会社常務の発言（「社長のやったこと（浦和電車区事件の被告6名に対する懲戒解雇処分）に対して、異を唱えるのであればそれなりの覚悟をして唱えていただきたい」）を不当労働行為であるとして、2008年6月に東京都労働委員会に救済を申し立てていた事件で、都労委は東労組の救済申し立てを棄却する命令を交付した。

都労委は、浦和電車区事件で発生した職場での脅迫・強要行為は、職場の安全確保に関わる事柄であり、事件にまつわる発言は安全キャラバンの趣旨から逸脱していないとして、組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。まさに、労働委員会においても浦和電車区事件の本質について理解が浸透している証左と言える。

事件を「えん罪」などと主張しているのは、JR総連・東労組だけなのだ！